

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-05-28

## わが国型の社会的企業（ソーシャル・ファーム）のあり方に関する研究

大山, 博 / OYAMA, Hiroshi

---

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

5

(発行年 / Year)

2013-03

## 様式 C-19

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 3 月 31 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530627

研究課題名（和文） わが国型の社会的企業（ソーシャル・ファーム）のあり方に関する研究

研究課題名（英文） Research on Japanese style of social enterprise(social firm)

研究代表者

大山 博（OYAMA HIROSHI）

法政大学・現代福祉学部・教授

研究者番号：40105846

研究成果の概要（和文）：

（1）韓国の社会的企業制度はまだ課題も多いことも明らかにした。しかし、わが国では長年、福祉的就労と一般就労という二分法的な制度運用で、その問題が多いことが指摘されてきたが、社会的企業制度は、両者の架け橋的な役割を果たすものとして、わが国でも社会的意義が大きいことがいえる。

（2）滋賀県と箕面市の制度は障害者を中心的に対象としており、韓国の脆弱階層より狭くなっている。今日、社会的排除へのインクルージョンが求められており、財政負担問題も含めて国レベルでの制度化が必要である。

（3）地域での社会的企業創設に関しては、現在の福祉的就労の状況から、商品開発、生産管理、販路開拓、流通と販売手法などの共同化を図り、さらには、専門性あるスタッフをコーディネーターとして配置した中間支援組織が重要であることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

1) This research reveals the system of social enterprise in Korea has a lot of problems. But it has been pointed for long time that there are lots of problems in Japan because Japanese system is applied to non-competitive employment and ordinary employment dividedly. Korean system of social enterprise has significant role in Japanese society as a bridge between those employments.

2) The systems of Shiga prefecture and Minoo city are applied chiefly to handicapped people and the target is smaller than social exclusion in Korean system. Today, social inclusion for socially excluded people has been required. It is necessary to systematize social inclusion as a national system including financial support.

3) Concerning about foundation of social enterprise in community, judging from the situation of non-competitive employment, collaboration in product planning, production control, opening up a market, method of distribution and selling is important. And intermediate supporting organization where specialized staff is located as a coordinator is needed.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：社会的企業、ソーシャル・ファーム、福祉的就労、韓国の社会的企業育成法、脆弱階層、中間支援組織

### 1. 研究開始当初の背景

2006年度に施行された障害者自立支援法では、福祉的就労から一般就労への移行促進が重視されたが、福祉的就労利用者の大幅減はあまり期待できそうにない。

そうした状況を改善するため、地域ベースでの障害者などの就業機会創出の取り組みの一つとして近年欧米諸国で注目されていたのが、社会的企業 (Social enterprises) やソーシャル・ファームなどである。社会的企業は、社会的な目的をビジネス手法で実現を図るものである。ソーシャル・ファームは、社会的企業の一つで、障害者あるいは労働市場で不利な立場にある人々に、仕事を生み出したり、支援付き雇用の機会を提供することに焦点をおいたビジネスである。

すでに、イタリア、ドイツ、英国では法制度化されており、その実績が公にされている。

さらに韓国でも2006年12月、「社会的企業育成法」が制定され、社会的企業の設置、支援、促進を行っている。

一方、わが国では、滋賀県、大阪府箕面市など一部の自治体レベルで「社会的事業所」などと称して類似の制度が実施されているにとどまっている。近年、国レベルでも制度化に向けての取り組みが大きな課題として意識されるようになってきた。

そこで、韓国で2007年10月から認証が開始され、認証社会的企業数が2010年12月の502に比べて2012年1月現在で644と大幅に増加しているのに鑑みて、比較研究をする中で、わが国型の社会的企業のあり方についての政策提言が求められている。

### 2. 研究の目的

わが国では、英国、イタリア、ドイツなどの社会的企業やソーシャル・ファームについては、その概要は紹介されている。しかし、その制度の対象とされている障害者、運営主体、経営実態、国や地方公共団体からの補助金や優先発注等公的支援状況 (関連法や税制など)、制度的枠組みと課題などは必ずしも明らかではない。

また、社会的企業概念についても、ソーシャル・ビジネス、コミュニティ・ビジネスなどといわれ、定説があるわけではない。

そこで、「社会的企業」という名称をもつ数少ない法律をもつことと、すでに情報交流もあり、わが国で参考になると考えたことから、韓国の法制度の運営の実態をまず明らかにすることにした。

そして、わが国型の社会的企業のあり方を

検討するために次のようなことを研究目的とした。

(1) 「社会的企業育成法」の仕組みと特徴をとらえ、それが実際にどのように運用されているか、なにが問題となっているか、その社会的意義は何かといったことなどを明らかにすることを目的とする。

(2) わが国では、類似した制度として2005年に滋賀県で障害者の就労の促進ならびに社会的および経済的自立を支援するため、「社会的事業所」が制度化された。また、1994年に大阪府箕面市で「障害者事業所」(「社会的雇用」あるいは「参加型社会的企業」と称されている)が制度化された。しかし、このような制度はごく一部の地方公共団体レベルにとどまっている。

ただ、このような社会的事業所や社会的企業の考え方がソーシャル・インクルージョンの施策として注目され、国レベルの法制度化を目指して検討が進められている。

そこで、わが国では先進的事例として、その実態を把握して、社会的事業と社会的企業の相違や特徴を明らかにすることを目的とする。

(3) こうした韓国やわが国の先進的な社会的企業の実態をふまえて、社会的企業は雇用機会の創出のみならず、仕事を通じての社会参加も重要であり、地域との交流や地域づくりとの関係にも積極的にコミットしていく必要がある。そこで、わが国で社会的企業を創出し、事業継続するためには、地域でどのような条件整備が必要であるか、その政策提言を行うことを目的とする。

### 3. 研究の方法

前述の3つの研究の目的に対して、次のような研究の方法で行う。

(1) 韓国の「社会的企業育成法」の成立課程および法制度の仕組みなどについては、あらかじめ文献研究を行う。

その上で、韓国の事情に明るい関係者および主要な認証社会的企業について、視察とヒアリング調査を行う。ヒアリング調査はあらかじめヒアリング項目を送付して行った。

(2) わが国で、一部の地方公共団体で行われている「社会的事業所」および独自に社会的企業としてすでに成功している主要な事例について視察とヒアリング調査を実施した。

(3) 地域で社会的企業を検討するにあたり、社会的企業研究会を設立した。研究会には社会起業家、地元の金融機関、障害者の福

祉的就労所の団体、NPOなどの関係者がメンバーとなり、社会的企業創設に向けての調査研究を行った。その議論のなかで、地域での連携システムやコーディネーターの役割が必要とのことで、中間支援組織の訪問調査を行うとともに、そのあり方について一つの重要な研究テーマとして位置づけた。

とくに工賃が低い福祉的就労である作業所を改善し、社会的企業の考え方を取り入れていくのも有益ではないかということで政策提言をすることにした。

#### 4. 研究成果

さきの研究目的、研究方法により、その要点をまとめると以下のようなことが明らかになった。

##### (1) 韓国の「社会的企業育成法」の特徴とその社会的意義

2007年7月1日施行の社会的企業育成法は社会的企業の設置、支援のための法律である。この「社会的企業とは、脆弱階層に社会サービス又は雇用の場を提供し地域住民の生活の質を高める等の社会的目的を追求しながら、財及びサービスの生産販売等、営業活動を遂行する企業」で認証を受けたものをいうと規定されている（法第2条1項）。この法における脆弱階層とは、低所得者、高齢者、障害者、性売買被害者、長期失業などで労働大臣が設定した者とされている（法第2条第2号）。この制度は、障害者の雇用に特化したものでなく、社会的排除された人々のソーシャル・インクルージョンを図ることを特徴とするものである。

組織形態は、民法上の法人・組合、商法上の会社、非営利団体（公益法人、社会福祉法人、生活協同組合が含まれる）とされている。

とくに、財政上、税制上の支援は、保護雇用としての社会的企業の重要な核心に位置づけられるものである。そのおもな支援内容は、①税制支援（4年間法人税・所得税の50%減免）、②専門職員の人件費支援（3人までを上限、一人月15万円で3年間）、③脆弱階層の就労参加者に一人月8.5万円の人件費を3年間支給、④経営コンサルティング支援（3年間200万円まで）、⑤ソーシャルベンチャーの支援（社会問題の解決のため革新的なアイデアを商業化するための企業への支援）などがある。このように賃金補てん、優遇税制などによって社会的企業の育成を図っている。このような支援により、着実に社会的企業が増大しており、成果をあげている。

政府の労働部の担当者によると、課題として、関連部署間の協議体をつくること、認証条件緩和による認証数の拡大、自治体との協力による地域を社会基盤とした社会的企業づくり、最終的には、政府主導で育成するよ

り、民間でできる力をつけることが望ましいということであった。

認証制度発足当初、291ヶ所の社会的企業のうち、障害者授産施設などから移行したものが37ヶ所あったとのことである。

これらの授産施設から移行した社会的企業を含めて、5ヶ所訪問調査を実施した。

その調査の中で共通していたのは、専門職員の多くが福祉関係者でマーケティングやビジネス的な視点が弱いことが課題であること。国の財政支援に期限があり、打ち切られた後のことが不安であること。さらに、地域を社会基盤として協議会を組織し、共同事業や情報交換をし、一つの仕事だけでなく、多様な仕事場で提供できるようなシステムの必要性が語られていた。

このような訪問調査によって、なお課題も多いことも明らかになったが、わが国で、長年、福祉的就労と一般就労という二分法的な制度運用で、その制度間の諸問題はすでに多く指摘されているところである。その架け橋として、二分法的制度を超えるものとして、韓国の社会的企業制度は社会的意義があり、わが国でも参考になると思われる。

##### (2) 滋賀県「社会的事業所」大阪府箕面市「障害者事業所」の訪問調査の成果

滋賀県は設置要綱を定め、福祉的就労でなく障害者雇用制度として、2005年に制度化された。この制度の特徴は、①障害者の多数雇用（雇用率おおむね50%以上）、②障害者の経営参画、③事業所内外での障害者問題の啓発事業を行う、④助成金の使途に規定がない、といったことである。

2009年現在、7ヶ所で事業展開している。

事業内容は、印刷2ヶ所、メンテナンス2ヶ所、リサイクルショップ1ヶ所、資源リサイクル1ヶ所、図書販売1ヶ所である。

この制度は、障害者雇用モデルとされながら、大津市圏域に5ヶ所と集中しており、まだ県内でも空白圏域が多く、伸び悩んでいる状況である。これは、福祉的就労と雇用制度との距離があり、移行が容易に進んでいないともいわれているが、福祉就労にかかわる職員の経営能力も影響しているとのことである。さらに財政的にも単費制度、県と市町2分の1ずつの補助であるが地方公共団体の負担が大きいことも問題視されている。

箕面市では、市の単費事業として助成要綱を定めて1994年に「障害者事業所」として制度化している。この制度は「職業的重度障害者を雇用すること、及びそのことを通し、職種開拓・職域拡大に向けた事業運営を行うことを目的として設立された」ものである。この制度は、福祉的就労のように障害者は利用者、健常者は支援者と分けるのではなく、

障害者の給料の一部を助成対象とすることで障害者の労働参加を促し、他方で援助者として共に働く者を助成するという形をとっている。現在、65名の障害者が雇用されている。この助成金は、障害者助成金、援助者助成金、作業設備等助成金の3つからなり、算定根拠の4分の3を助成するものである。

このように滋賀県と箕面市の制度をみると、いずれも障害者を中心的に対象とするもので、韓国の脆弱階層より狭くなっており、ソーシャル・ファーム的な面が強い。

こうした制度は、地方公共団体の単費事業では財政負担が大きく、各団体とも国の制度化を求めている。

また、障害者のみならず、社会的排除者層への対応も求められており、国レベルでの大きな政策課題となっていることが明らかになった。

近年、政府の改革会議などで、福祉的就労と労働および雇用との関係が問題となっているだけに、研究成果の社会的意義が大きいものといえる。

### (3) 地域での社会的企業創設に関する提言

研究会を組織し、関係者から実践的な報告を受け議論を重ねて検討してきた。

その結果、次のようなことが明らかになった。

その一つは、地域の福祉的就労の作業所の調査によると、作業所で生産している「授産品を特産品へ」というムーブメントを起こして社会的企業に改革するためには次の7つのことが必要であることが明らかになった。①商品開発とブランドの共同化、②生産管理と技術向上の共同化、③広報・販路開拓・販売場所の共同化、④流通と販売手法向上の共同化、⑤働き手の適正に応じた分業化、⑥必要資金の提供、⑦専門性のあるスタッフによるコーディネート必要性である。

二つには、こうした機能を推進していくためには、作業所団体、経営団体、関係機関・団体等のコラボレーションが必要である。そのために、中間支援組織としての「社会的雇用・就労促進センター」の設置が重要である。とりわけ、これらの機能を推進していく専門性あるスタッフによるコーディネーターがカナメであることが訪問調査によって裏付けられた。

(4) さらに、研究分担者の寺島彰は、韓国のみならず諸外国のソーシャル・ファームの調査研究を行った。また、国際セミナー・シンポジウムを開催し、諸外国および日本の関係者と議論を深めることでわが国のソーシャル・ファームのあり方を検討した。

その結果、高齢化の進展が進む我が国の状況を考えれば、設立時における賃金の補助のような比較的小さな、また民間の柔軟な活力を活用した福祉横断的な関与が望ましいということを示している。

### 〈その他〉

なお、とくに調査地については、韓国、滋賀県（大津市）、箕面市に関する訪問調査の場所は下記のとおりである。

#### 韓国

- ・政府の労働部および障害者雇用公団
- ・Dongchun（帽子製造）
- ・We Can（クッキー製造）
- ・人間と環境（リサイクル）
- ・ヘオルム（靴下製造）

#### 箕面市

- ・市立リサイクルセンター
- ・つながり工房ふるる
- ・パンハウス
- ・豊能障害者労働センター

#### 大津市

- ・プリー公衆トイレ清掃事業
- ・くらしの宝島（リサイクル）
- ・あんふあんカフェ（レストラン）
- ・ねっこ共同作業所

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計8件）

- ①松井亮輔、障害者の就労をめぐる国際動向、『すべての人の社会』、392号、2013年2月、p.2、査読無
- ②大山博、福祉政策の形成と国家の役割——プラクティカルな政策、『社会福祉学』、No.103、2012年11月、p.243-245、査読無
- ③山岡義典、東日本大震災とNPO法・税制の抜本改正が市民セクターにもたらすもの、『現代福祉研究』12号、法政大学現代福祉学部、2012年3月、p.17-41、査読無
- ④山岡義典、社会福祉における市民セクターの意義と課題——3.11と改正NPO法を見据えて——、『社会福祉研究』第112号、財団法人鉄道弘済会、2011年10月、p.47-55、査読無
- ⑤山岡義典、救援期から生活再建期に向けての民間支援の課題、『Jurist』No.1427、2011年8.1-15合併号、有斐閣、2011年8月、p.87-92、査読無

〔学会発表〕（計8件）

- ①山岡義典、2012.12.1 法政大学大学院まちづくり都市政策セミナー、報告「第2ステージを迎えた市民セクター～3.11以後の民間支援のとりくみから見えてくるもの～」、場

所：法政大学

②寺島彰、2012.6.17 国際セミナー、テーマ「インクルーシブな障害者雇用の現在—ソーシャル・ファームの新しい流れ—」、場所：国際障害者交流センター

③山岡義典、2011.11.16 日本・中国・韓国市民社会・ボランティア国際フォーラム、報告「東日本大震災における民間支援の課題—救援期から生活再建期に向けて—」、場所：韓国ソウル市

④寺島彰、2011.1.30 国際シンポジウム、テーマ「ソーシャル・ファームを中心とした日本と欧州の連携」、場所：全国社会福祉協議会・灘尾ホール

〔図書〕（計9件）

①松井亮輔、『就労支援サービス』、中央法規、2013.1、p.73-79

②松井亮輔、『障害者の権利条約と日本—概要と展望—』、生活書院、2012.10、p.183-202

③寺島彰、『欧米の障害者雇用法制及び施策の動向と課題』、「アメリカ」、高齢・障害者雇用支援機構障害者総合センター、2012.4、p.120-136

④寺島彰、「第1部第3章第1節 国際的な障害の概念」、『社会福祉学習双書』編集委員会編『障害者福祉論第3版』、2012.3、p.56-68

⑤大山博、『福祉政策の形成と国家の役割』、ミネルヴァ書房、2012.2、p.332

⑥松井亮輔、『障害者の福祉的就労の現状と展望—働く権利と機会の拡大に向けて—』、中央法規、2011.11、p.160-183

⑦寺島彰、『障害者の福祉的就労の現状と展望—働く権利と機会の拡大に向けて—』、「イギリス」、松井亮輔編、中央法規出版、2011.11、p.45-66

⑧寺島彰、『欧米の障害者雇用法制及び施策の現状』、「アメリカ」、高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター、2011.3、p.129-143

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

大山 博 (OYAMA HIROSHI)  
法政大学・現代福祉学部・教授  
研究者番号：40105846

### (2) 研究分担者

寺島 彰 (TERASHIMA AKIRA)  
浦和大学・総合福祉学部・教授  
研究者番号：80360676

山岡 義典 (YAMAOKA YOSHINORI)  
法政大学・名誉教授  
研究者番号：50339511  
(H23→H24：連携研究者)

### (3) 連携研究者

松井 亮輔 (MATSUI RYOSUKE)  
法政大学・名誉教授  
研究者番号：40305892